

1 0 回
令和 6 年第 総 会
1 1 月

白井市農業委員会会議録

令和 6 年 1 1 月 5 日 開会

令和 6 年 1 1 月 5 日 閉会

白 井 市 農 業 委 員 会 会 議 録

令和6年11月5日午後4時00分に白井市農業委員会を白井市役所に招集した。

出席委員は次のとおり

会 長	中 村 教 雄
会長代理	齊 藤 和 博
1 番	海老原 菊 夫
2 番	増 田 道 恵
3 番	山 崎 正 司
4 番	中 嶋 健 次
5 番	五十嵐 玲 子
6 番	高 宮 正 明
7 番	岩 井 聡 明

農地利用最適化推進委員の出席は次のとおり

2. 石 井 修 一
3. 小 林 幸 子
5. 秋 谷 裕 一
6. 松 丸 敏 雄
7. 伊 藤 治
8. 秋 本 善 久

傍聴者 0名

本日の議案は下記のとおり

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 令和6年度第6次農地利用集積計画の決定について

議案第3号 生産緑地法第13条の規定による生産緑地の取得あっせんについて

報告・協議事項等

(1) 届出等事務局長専決決裁報告について

(2) その他

12月の事前審査会、総会の日程について

- | | |
|-----------|--------------------------|
| ・申請受付締め切り | 11月21日木曜日 |
| ・事前審査会(案) | 11月27日水曜日 |
| 第2班 | 午前9時から 本庁舎2階 災害対策室2 |
| ・総会(案) | 12月5日木曜日 |
| | 午後4時00分から 本庁舎2階 災害対策室2・3 |

午後4時00分委員定数9名中9名出席したので議長が開会を宣言した。

中 村 会 長 皆さん、先ほどの合同研修会、大変お疲れさまでございました。
今回、農業者年金加入推進活動がありますので、皆さん、御協力のほう、よろしく
お願いいたします。

本日の出席委員は9名により、白井市農業委員会会議規則第6条の規定により出席委員が過半数に達したため、これより令和6年11月定例総会を開催します。

次に、本日の議事録署名人を指名します。

議事録署名人は、5番五十嵐玲子委員、6番高宮正明委員を指名します。

説明及び記録を事務局でお願いいたします。

では、これより議事に入ります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

事 務 局 事務局の今井です。

それでは、1ページを御覧ください。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について。

下記のとおり、農地法施行令第1条第1項の規定による許可申請がありましたので提出いたします。

令和6年11月5日提出。

白井市農業委員会会長、中村教雄。

1番、神々廻字宮前の1筆です。

地目は畑。

地積は4,542平方メートル。

権利者は記載のとおりです。

義務者も記載のとおりです。

申請事由は売買による所有権移転です。

以上です。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

中 村 会 長 次に、先般行われました事前審査会の班長より審査内容の報告をお願いします。
高宮正明委員。

高宮正明委員 班長の高宮です。

調査報告を申し上げます。

審査資料1番を御覧ください。

当日は、義務者の代理人として、権利者御本人が出席されました。

申請地は、市役所から北東へ約2.5キロメートルに位置しております。

申請地の現状についてですが、管理されております。

進入路については、私道により確保されております。

次に、農地法第3条第2項の許可基準に適合するかについて報告いたします。

権利者の使用している主な農機具は、草刈り機2台を所有しており、トラクターについては自己資金にて購入する予定です。

労働力は、世帯員が2人で、1人農業に従事しています。

年間従事日数ですけれども、150日です。

技術力もあります。

また、周辺地域における農地等の運用上の効率的かつ総合的な利用の確保について、支障はありません。

以上、全ての調査結果から、本案件は農地法第3条第2項の各号に該当しているため、許可要件の全てを満たしていると考え、許可相当と判断いたします。

以上です。

中 村 会 長 ただいま事前審査会の班長より審査内容の報告がございましたが、地区担当委員の方で補足説明がございましたら、説明をお願いいたします。

1番について、農業委員の齊藤和博委員、お願いいたします。

齊藤和博委員 農業委員の齊藤でございます。

今、班長のほうから若干ございましたけれども、義務者においては、今から5年ほど前から体調を崩しまして、農業ができない状況であって、また、大分荒れていたということになっておりました。

また、義務者と権利者が親戚になるということで、農業ができないということで、義務者のほうが権利者のほうに依頼をして、栽培をしてくれという話になりました。その中で、権利者のほうも、ほかの仕事もありますけれども、栗を栽培して、今後、遊休農地にならないような形で管理をしていくということでございます。

以上です。

中 村 会 長 事前審査会の報告及び地区担当委員の補足説明が終わりましたので、続いて質疑に入ります。

質疑のある方は挙手をお願いいたします。

どうぞ。

伊藤 治委員 推進委員の伊藤です。

2点、お願いいたします。

まず、資料の1の2ですけれども、こちらの対価賃料のほうで4,542平米で50万円ということで間違いないでしょうか。

中 村 会 長 事務局。

事 務 局 こちら総額50万円という話で、ただ、その前に、もともと荒れていたという話があったかと思うのですけれども、義務者のほうが権利者のほうに草刈り等の依頼をしていた部分があって、その費用も含めて総額で50万円という話になっております。

伊藤 治委員 分かりました。

事 務 局 はい。

伊藤 治委員 もう一つ、従事日数のほうなのですが、1の7です。

従事日数が10日というのは、これはミスプリントですか。

中 村 会 長 事務局。

事 務 局 こちら、もともとの従事日数が10日で、今回の3条申請をするに当たっての予定の従事日数が150日です。

伊藤 治委員 なるほど、ありがとうございます。

中 村 会 長 ほかにございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

中 村 会 長 では、質疑がないようでございますので、質疑を打ち切り、これより議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について採決を行います。

1番について、許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

中 村 会 長 賛成全員です。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、1番を許可することに可決いたします。

続きまして、議案第2号 令和6年度第6次農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

事 務 局 事務局の今井です。

2ページを御覧ください。

議案第2号 令和6年度第6次農用地利用集積計画の決定について。

白井市長より、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定により、別紙のとおり令和6年度第6次農用地利用集積計画（案）の協議がありましたので提出いたします。

令和6年11月5日提出。

白井市農業委員会会長、中村教雄。

3ページを御覧ください。

白井市長からの協議文になります。

続きまして、4ページを御覧ください。

令和6年度第6次農用地利用集積計画一覧表（案）です。

1番、神々廻字西発込の3筆です。

地目は畑及び山林です。

利用権設定面積は合計4,531平方メートルです。

設定する権利は、種類が賃借権。

内容が果樹、期間が5年です。

利用権を設定する者は記載のとおりです。

利用権の設定を受ける者も記載のとおりです。

経営面積は175アール、更新になります。

2番、神々廻字西発込の2筆です。

地目は畑です。

利用権設定面積は合計1,982平方メートルです。

設定する権利は、種類が賃借権。

内容が果樹、期間が5年です。

利用権を設定する者は記載のとおりです。

利用権の設定を受ける者も記載のとおりです。

経営面積は175アール、更新です。

3番、折立字堂ノ上の2筆です。

地目は畑です。

利用権設定面積は合計3,407平方メートルです。

設定する権利は、種類が賃借権。

内容が果樹、期間が10年です。

利用権を設定する者は記載のとおりです。

利用権の設定を受ける者も記載のとおりです。

経営面積は432アール、更新です。

以上でございます。

中 村 会 長 農用地利用集積計画については、事前審査会の対象外でございますので、審査班長の報告はございません。

また、今回は全て更新ですので、担当委員の補足説明はございません。

続いて質疑に入ります。

質疑のある方は挙手をお願いいたします。

〔「なし」と言う者あり〕

中 村 会 長 では、質疑がないようでございますので、質疑を打ち切り、これより議案第2号令和6年度第6次農用地利用集積計画の決定について、一括して採決を行います。承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

中 村 会 長 賛成全員です。

議案第2号 令和6年度第6次農用地利用集積計画決定について、承認することに可決いたします。

続きまして、議案第3号 生産緑地法第13号の規定による生産緑地の取得あっせんについて議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

事 務 局 事務局の今井です。

それでは、5ページを御覧ください。

議案第3号 生産緑地法第13条の規定による生産緑地の取得あっせんについて。白井市長より、生産緑地法第13条の規定による生産緑地の取得あっせんの依頼がありましたので、買取希望者の有無について確認いたします。

令和6年11月5日提出。

白井市農業委員会会長、中村教雄。

1番、根字大山の1筆です。

地目は畑、現況も畑です。

面積は463平方メートルです。

申請人は記載のとおりです。

申請事由は生産緑地解除申請のためです。

6 ページから 8 ページが市長からの依頼文と委員の皆さんへの通知文になります。
以上でございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

中 村 会 長 本案件につきましては、事前審査会の対象外でございますので、審査班長の報告は
ございません。

続いて質疑に入ります。

質疑のある方は挙手をお願いいたします。

ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

中 村 会 長 では、質疑がないようでございますので、質疑を打ち切り、これより議案第 3 号
生産緑地法第13条の規定による生産緑地の取得あっせんについて、買取希望者の有
無について確認をいたします。

買取希望者はありましたでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

中 村 会 長 議案第 3 号 生産緑地法第13条の規定による生産緑地の取得あっせんについて、
買取希望者なしということで、市長に報告させていただきます。

次に、報告事項に入らせていただきます。

事務局より説明をお願いいたします。

事 務 局 事務局の今井です。

9 ページを御覧ください。

報告第 1 号 専決処分について。

下記のとおり白井市農業委員会事務局規程第 6 条第 6 号及び第 7 号の規定により専決
処分したので、これを報告いたします。

令和 6 年 11 月 5 日提出。

白井市農業委員会会長、中村教雄。

10 ページを御覧ください。

① 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出です。

11 ページを御覧ください。

② 農地法第 5 条第 1 項第 6 項の規定による農地転用の届出です。

専決処分については以上でございます。

続きまして、表紙に戻っていただきまして、4 の報告・協議事項等（2）のその
他になります。

12 月の事前審査会、総会の日程について。

申請受付締切りが 11 月 21 日木曜日。

事前審査会が11月27日水曜日。

担当は第2班になります。

午前9時から、本庁舎2階災害対策室2になります。

総会が令和6年12月5日木曜日午後4時から、本庁舎2階災害対策室2・3になります。

以上でございます。

中 村 会 長 本日の議案について、全て終わりました。

慎重なる審議を賜り、ありがとうございました。

委員会会議の顛末を記録し署名捺印する。

白井市農業委員会会長

白井市農業委員会議事録署名人

白井市農業委員会議事録署名人